

# 青森県報

第三千六百八十五号

平成二十五年

四月三十日  
(火曜日)

## 目 次

### 告 示

介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定……………	(高 齢 福 祉 課 ……)	一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(障 害 福 祉 課 ……)	一
地籍調査事業計画……………	(農 村 整 備 課 ……)	二
公共測量の終了……………	(監 理 課 ……)	二
道路の区域の変更……………	(道 路 課 ……)	二
道路の供用の開始……………	( 同 ……)	三
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(県 境 再 生 策 室 ……)	三
右 同 ……	( 同 ……)	三
右 同 ……	( 同 ……)	四
右 同 ……	( 同 ……)	四
右 同 ……	( 同 ……)	五
右 同 ……	( 同 ……)	五
右 同 ……	( 同 ……)	六
右 同 ……	( 同 ……)	六
右 同 ……	( 同 ……)	七
出先機関		
土地改良事業の工事の完了……………	(東 青 地 民 局 域 ……)	七

土地改良区の役員就任……………	(三 八 地 民 局 域 ……)	七
土地改良区の定款変更の認可……………	( 同 ……)	七
土地改良区の役員就任……………	(西 北 地 民 局 域 ……)	七
土地改良区の管理規程の認可……………	(東 北 地 民 局 域 ……)	七
選挙管理委員会……………	( 上 北 地 民 局 域 ……)	八
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の一部訂正……………	(事 務 局 ……)	八

## 告 示

青森県告示第三百六十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条の二第一項の規定により、次のとおり市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の六第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定市町村事務受託法人	名 称	主たる事務所の所在地	市町村事務の種類	市町村事務受託事務所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
公益社団法人青森県医師会	青森市新町二丁目八の二一	青森市新町二丁目八の二一	介護保険法第二十四条の二第一項の事務	公益社団法人青森県医師会	青森市新町二丁目八の二一	平成二五・四・四	

青森県告示第三百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
クオール薬局弘前豊原店	弘前市大字豊原一丁目五の二九	平成二十五年四月三十日

青森県告示第百六十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十五年年度地籍調査事業計画を次のとおり定め、同法第五項の規定により公示する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
弘前市	大字石渡字田浦、大字石渡五丁目、大字八代町、大字町田一丁目的一部、大字町田三丁目的一部、大字船水字勝浦、字松尾、字横船、大字船水一丁目、大字船水二丁目、大字船水三丁目、大字范中字岩井の一部	平成二十五年四月三十日から平成二十六年三月三十一日まで
八戸市	大字鮫町字上鮫、字鮫の一部、字下松苗場、字日出町、字二子石、字持越沢	

青森県告示第百七十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
- 二 測量の種類  
青森市
- 三 公共測量(空中写真撮影)
- 三 測量の期間  
平成二十四年六月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- 四 測量の地域  
青森市

青森県告示第百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年五月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	名川階上線	三戸郡階上町大字赤保内字野沢六の一から三戸郡階上町大字赤保内字外平三三の二一五まで	前	六一・〇〇メートルから	一、六九四・四〇メートル	
			三戸郡階上町大字赤保内字野沢六の一から三戸郡階上町大字道仏字天当平六の一まで	後	五四・五〇メートルから	一、五四一・三〇メートル	

青森県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年五月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道名川階上線	三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添一の一から三戸郡階上町大字道仏字天当平六の一まで	平成二五・四・三〇

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
平成二十五年年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・熔融）業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県環境生活部県境再生対策室  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所  
青森 R E R 県境再生共同企業体

六 契約金額  
青森市大字戸門字山部二八の八

七 一トン当たり三万三千三百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
平成二十五年年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成その1）業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県環境生活部県境再生対策室  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

八戸セメント県境再生共同企業体

八戸市大字新井田字下鷹待場七の一

六 契約金額

一トン当たり三万千四百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十五年年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成その2）業務

一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

奥羽クリーンテクノロジー県境再生共同企業体

八戸市城下四丁目二の五

六 契約金額

一トン当たり三万七千八百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十五年年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成その3）業務

一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

マテリアル共同企業体

下北郡東通村大字尻屋字八峠一

六 契約金額

一 トン当たり三万二千六百五十五円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十五年年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（最終処分その1）業務一

式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

三戸ウエイストパーク県境再生共同企業体

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目二二四の一

六 契約金額

一 トン当たり一万九千九百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十五年年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（最終処分その2）業務一

式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

青森クリーン共同企業体

むつ市大字奥内字二又二二

六 契約金額

一 トン当たり二万三千元

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十五年年度県境汚染土壌の運搬・処理（その1）業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

八戸セメント県境再生共同企業体

八戸市大字新井田字下鷹待場七の一

六 契約金額

一トン当たり一万九千三百二十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十五年年度県境汚染土壌の運搬・処理（その2）業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

マテリアル共同企業体

下北郡東通村大字尻屋字八峠一

六 契約金額

一トン当たり二万七千九百九十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
平成二十五年年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県環境生活部県境再生対策室  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十五年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
クボタ環境サービス株式会社東北支店  
宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の一
- 六 契約金額  
九千九百十二万円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

山城地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年四月三十日

東青地域県民局長 北 山 功 三

- 一 県営土地改良事業の名称  
ため池等整備事業
- 二 工事完了年月日  
平成二十五年三月三十一日

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年四月三十日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	鈴木 勝康 中村 幸助	八戸市大字市川町字轟木六七の三 " " " " 字尻引前山六の二	平成二五・四・一 " "

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市川土地改良区の定款の変更を平成二十五年四月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年四月三十日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、板柳東部土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年四月三十日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	成田 修逸	北津軽郡板柳町大字常海橋字駒田一八三 の八	平成 五 三 七

土地改良区管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の南岸羽立頭首工管理規程を平成二十五年四月十一日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十五年四月三十日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

南岸羽立頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月五日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものと

する。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

平成二十五年三月二十五日青森県選挙管理委員会告示第二十四号（衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十五年四月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（青森県第2区）の候補者氏名小笠原良子の第1回分の表中

「収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円

村米地 同慶 浦藤 100,000

日本共産党上十三 政党 48,000

地区委員会

その他の寄附 42件 354,823

その他の収入 0

今回計 502,823

前回計 0

総計 502,823 万 円



「 収入		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円
日本共産党上十三 地区委員会	政党	168,000
その他の寄附	41件	334,823
その他の収入		0
今回計		502,823
前回計		0
総 計		502,823

「 11664166°

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭